

日高町地域公共交通活性化協議会規約（案）

（目的）

第1条 日高町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議、並びに公共の福祉の増進を図るため福祉又は過疎地有償運送の必要性、これらを行う場合における自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項の協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- （1）計画の作成及び変更に関すること。
- （2）計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （3）市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- （4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- （5）福祉有償運送及び過疎地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- （6）地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保又は交通空白地域の解消を図るために必要な有償運送に関すること。
- （7）協議会の運営その他協議会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、日高町長が委嘱する。

- （1）町長の指名する者
- （2）国土交通省北海道運輸局室蘭運輸支局長の指名する者
- （3）北海道日高振興局長の指名する者
- （4）一般旅客自動車運送事業者
- （5）地域住民又は利用者の代表
- （6）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者
- （7）学識経験者
- （8）過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- （9）関係する道路管理者の代表
- （10）関係する公安委員会又は警察関係者の代表

3 協議会が必要と認めた場合、前項に定める者以外の出席を求めることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、町長の指名する職員をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員は、再任できる。

(協議会の運営)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、開催日時及び場所、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の運営に関する事務を行うため、日高町企画財政課内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第10条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これを充てなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、協議会の予算編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第12条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

- 2 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第 13 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(監査)

第 14 条 協議会に監査委員 2 名を置く。

2 監査委員は、委員の互選により委員のうちから決定する。

3 前項の規定による指名を受けた委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

4 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 21 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 6 月 22 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 23 年 4 月 28 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 27 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 5 月 24 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(委員の任期の特例措置)

2 第 5 条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成 23 年 3 月 31 日までとする。